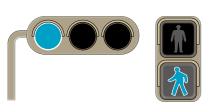
# こう つう 交 通

1 交通ルール

### しんごう いろ い み **1-1 信号の色の意味**



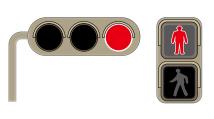






<sub>きいろ</sub> あおいろ 黄色/青色がついたり消えたりする。

: 車は止まります。 ひと かた はじ 人は渡り始めてはいけません。



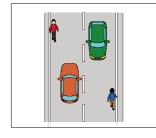
<sub>あかいろ</sub> 赤色: 止まります。



# <sup>みち ある</sup> 1-2 **道を歩きます**

- ほどう 歩道<=人が歩<ための道>を歩きます**。**
- まどう 歩道がない所では**、道の右側**を歩きます。







- みち、 わた 道を渡るときは、信号がある所や**横断歩道**などを渡ります。



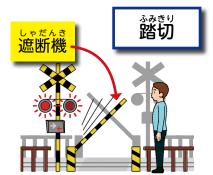


がある所を渡ってはいけません。

オートバイを運転している人を見たりして、 <sub>おうだんほどう</sub> った 横断歩道を渡ることを伝えます。それから、 ゑ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚ゟ゙゛ゟゟヸゟ 道が安全かどうかを確かめてから渡ります。



- ずを渡っているときも、車やオートバイが来ないかよく見ます。
- **踏切**では、警報器の音がしているときや、 **歩だんき** ま はじ かた **遮断機**が下り始めたときは渡ってはいけません。



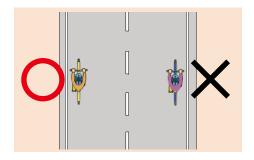
な。 まる しろ きいろ かか いろ ふく 夜、歩くときは、白や黄色など明るい色の服を 着たり、車のライトが当たると光る物を服や靴、 かばんに付けたりして、車を運転する人から よく見えるようにします。



### <sup>じてんしゃ の</sup> 1-3 **自転車に乗ります**

してんしゃ ほうりつ くるま おな **自転車は法律では車と同じです。** 

### じてんしゃ 自転車が走ってもいい所





このマーク→ がある道

じてんしゃ (自転車だけの道)



このマーク→ がある道

### (人と自転車の道)

- すぐに止まることができるようにゆっくり造ります。
- 歩いている人のじゃまにならないように、 当転車を降りたり、止まったりします。

#### じてんしゃ 自転車に乗るときのルール



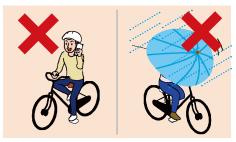
お酒を飲んだとき、自転車に乗ってはいけません。



1台の自転車に2人で乗ってはいけません。



他の自転車の横に並んで走ってはいけません。



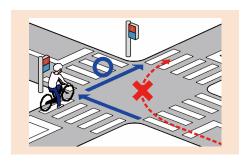


でなど、暗いときはライトをつけなければ なりません。



自転車に子どもを乗せるときは、乗車用へルメットをかぶせましょう。大人も、自転車を運転するときは、乗車用へルメットをかぶせましょう。大人も、自転車を運転するときは、乗車用へルメットをかぶりましょう。

### こうさてん とお 交差点を通るとき

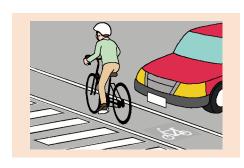


った。 右に曲がるとき、この絵の青い線のように 変します。

赤い線のように斜めに進んではいけません。



ただりまた 左に曲がるとき、歩いている人がいたら、 上まります。



で差点やその近くの道に、自転車の絵

→ がかいてあったら、そこを通ります。



このマーク→ Lish がある所では、

一度止まらなければなりません。安全かどうか、周りをよく見てから進みます。

### してんしゃ ほけん 自転車の保険

・ あなたが自転車で事故を起こしたときの ために、保険に入りましょう。あなたが けがをしたときや、他の人にけがをさせて しまったときなどに、保険の会社からお金 が出ます。



多くの県や市では、保険に入らなければ
 なりません。自転車の店などで聞いてください。





くお
しくは、
↓を
見てください。

https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/promotion/index.html



# 1-4 特定小型原動機付自転車に当てはまる でんどう うんてん 電動キックボードなどを運転するとき

## 運転するとき

- ・ <u>運転免許</u>はなくてもいいですが、16 歳未満の人は、運転する ことができません。
- ・ 大きさや構造が基準にあっていないと、運転免許が必要になります。
- 道の左側を走ります。
- ふたりの 二人乗りはできません。
- 運転しているときは、傘や携帯電話(スマートフォン)を使ってはいけません。
- ・ 乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



### お酒を飲んだとき

- ・ **運転**してはいけません。
- ・ お酒を飲んだ人に特定小型原動機付自転車を 貸してはいけません。

特定小型原動機付自転車のことが書いてあるウェブサイト https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html



# 1-5 車やオートバイを運転します

### 運転するとき

- ラんてんめんきょ ひつよう運転免許が必要です。
- ・ **運転免許証を持っていないとき**(家に忘れたときなど) は、運転してはいけません。
- ・ **道の左側**を走ります。歩いている人や自転車の 近くでは、ゆっくり走ります。
- 運転する人も、一緒に乗る人も、みんな
   シートベルトをしなければなりません。
- 車やオートバイを運転しているとき、
   携帯電話(スマートフォン)を
   使ってはいけません。
- オートバイを運転するときは、東車用ヘルメットをかぶらなければなりません。



東京都千代田区霞が関2-1-東京都千代田区霞が関2-1-東京 06 年 05 月 07 日 12345 2029年(令和11年)06月01日まで有効



- ・ 運転してはいけません。
- ・ お酒を飲んだ人に車やオートバイを貸したり、運転をお願い したりしてはいけません。
- ・ これから運転する人に「お酒をどうぞ」と**勧**めてはいけません。



# うどもを乗せるとき

・ 5歳までの子どもを車に乗せるとき、 『チャイルドシート』を使わなければなりません。



交通ルールのことが書いてあるウェブサイト (英語) https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html



# 2 車やオートバイの運転免許

### にほん くるま うんてん 日本で車を運転できる人は?

(表) 思 月 本 (4) 第 0123**4567**8900

- (1)
   日本の運転免許証
- こくさいうんてんめんきょしょう 国際運転免許証
  - 『ジュネーブ条約』という約束で決められた こくさいうんでんめんきょしょう 国際運転免許証だけです。



3 自分の国や地域の運転免許証と、それを大使館などで日本語にした書類 (スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)

### にほん うんてんめんきょ と 日本の運転免許を取りたい人は?



次の**①**か**②**をします。

① 日本の試験を受けます。

ざこで : **住んでいる都道府県にある**『<mark>運転免許センター</mark>』など

どんな試験:運転の技術や交通ルールの試験、目や耳などの検査

- ・ 試験の前に『自動車教習所』という学校に通う人が多いです。
- ② 自分の国の運転免許から日本の運転免許に替えます。

どこで : **住んでいる都道府県にある『運転免許センター**』など

・ 自分の国で運転免許を取った日から3か月以上、 自分の国にいた人だけ申し込むことができます。



### うんてんめんきょしょう あたら 運転免許証を新しくします



日本の運転免許証

- この日になる前に、運転免許証に書いてある住所にはがきが来ます。
- はがきに書いてある**警察署**か**運転免許センター**などに行って、 <sup>うんてんめんきょしょう あたら</sup> 運転免許証を新しくします。
- 持って行く物は、はがきに書いてあります。

### じゅうしょ なまえ 住所や名前が変わったとき

- 持って行く物は警察に聞いてください。

# 3 車やオートバイを持っている人がすること

#### じぶん くるま とうろく 自分の車を登録します



- 車を買ったときや、もらったときなどは、
   住んでいる所にある『運輸支局』や
   けんさとうるくじましょ 『検査登録事務所』に知らせて、車を登録しなければなりません。
- とうろく登録していない車を運転してはいけません。



#### ぜんこく うんゆしきょく 全国の運輸支局

https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html



### くるま 車を置く場所



車を買ったときや引っ越したときは、場所によっては、車を置く場所(駐車場など)を警察に知らせなければなりません。わからないときは警察に聞いてください。

### くるま あんぜん 車が安全かどうか調べます

- 1年か2年に1度、車の安全や、空気を汚しにくい車かどうかなどを調べる『**車検**』をしなければなりません。
- **↓**このような看板がある工場などで車検をしてもらいます。

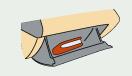


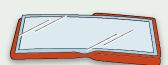






- 車検が終わったら『<u>車検証</u>』という書類を
  もらいます。
- 運転するときは、<a href="mailto:photology">車検証</a>をいつも車やオートバイに入れていなければなりません。





## 引っ越したときなど

- 次のときは、**住んでいる所にある**連輸支局や検査登録事務所に知らせます。
  - するままでである人が引っ越したり、名前などが変わったとき

  - 車を持っている人が変わるとき
  - するま つか車を使わなくなったとき



### <るま ほけん **車の保険**



- 事故があったときのために『自賠責保険』 <= 電やオートバイ、電動キックボード、モペット等を運転する人からお笠を集めて、事故にあった人を励ける制度>に 込らなければなりません。
- 自賠責保険に入ると『自賠責保険証』という書類がもらえます。
- 運転するときは、『自賠責保険証』をいつも車やオートバイ等に入れていなければなりません。
- 事故で他の人にけがをさせてしまったときや、その人が亡くなってしまったとき、保険の会社からお金が出ます。
- 車やオートバイ等の店、コンビニなどで自賠責保険に入ることが できます。 (\*\*\*)
- 事故で車が壊れたときなどにお金が出る
   『任意保険』にも入ったほうがいいです。
- 車の事故で重い障害が残ったときは、ナスバ(National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid)から支援を受けることができる場合があります。ナスバに相談してください。

ります。 自賠責保険のことが書いてあるウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/overview/index.html



ナスバのことが書いてあるウェブサイト

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/ nini nasva/index.html



# 4 交通事故のとき

- **1** まず、草や自転車を安全な所に止めます。
- 2 それから、**救急**や警察に電話をかけます。



- けがをした人がいるときは 119 に電話を かけて、救急車を呼びます。
- けがをした人がいるときも、いないときも 110 に電話をかけて、警察の人が来るまで待たなければなりません。( $\rightarrow$  電話のかけ方は  $\rightarrow$  P.124, 125 を読んでください。)
- **3** 病院へ行きます。



- 事故のときに大丈夫だと思っても、本当はけがをしているかもしれません。病院へ行ったほうがいいです。
- 4 『交通事故証明書』という書類をもらいます。
  - 保険のお金をもらうときなどにこの書類が必要です。
  - 『**自動車安全運転センター**』に申し込むことができます。

#### じどうしゃあんぜんうんてん 自動車安全運転センター

https://www.jsdc.or.jp/center/tabid/106/ Default.aspx

